

# 税務相談室

## 医業関連収入

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

私は、公害医療機関の指定を受けている開業医ですが、いわゆる公害病認定患者の診療収入は「社会保険診療報酬」として医師課税の特例計算はできるでしょうか。また、月に数回保健所へ出向き生活習慣病検診をやっていますが、その際に受け取る1回15,000円の報酬は医業収入になりますか。

それと、私の友人が外科病院を経営し、市から救急病院の指定を受けています。市では、救急病院が救急医療に必要な機械器具を購入する際には、300万円を限度として補助することになっています。このほど市から補助金300万円をもらって脳手術用のユニットを購入しましたが、この補助金はどのように取り扱ったらよいか相談を受けました。

あわせてお願いします。

### 回答

ご質問は3点になりますので、以下お答えいたします。

1. 公害健康被害の補償等に関する法律は、事業活動その他、人の活動に伴って生ずる大気汚染又は水質の汚濁による健康被害を補償するために設けられた制度で、疾病が多発している地域のいわゆる公害病認定患者の診療を、公害医療機関が、公害医療手帳を提示する患者に対して公費で行う制度です。

公害医療機関は、公害病認定患者を診療した場合には、診療報酬を都道府県（政令指定都市は市）に対して請求します。診療費の額は環境大臣が中央公害対策審議会の意見を聞いて決めることになっており、一般の社会保険診療報酬より疾病の特殊性からみて若干高く決められているようです。

ところで、租税特別措置法第26条第2項「前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう」と医師課税の特例の適用になる報酬を列挙してお

りますので、これに規定のないものについては、特例の適用がないこととなります。そうしますと公害健康被害の補償等に関する法律による公害病認定患者の診療による報酬については、租税特別措置法第26条第2項に規定されておりませんので、同法の規定の適用はされないこととなり、その公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療報酬は自由診療収入になります。

2. 生活習慣病検診とは、高血圧、糖尿病や心臓病など成人がかかりやすい病気の早期発見に努めるための検診をいいますが、一般的には保健所が無料で行っているものです。保健所においては専門の医師が少ないため、外部の医師に依頼して検診を行う場合もあるようです。

ところで、医師が、保健所が実施する生活習慣病検診に従事したことによって保健所から受ける報酬は、雇用契約に基づくものであれば給与所得となり、委任契約に基づくものである場合は事業所得として取り扱われることとなります。

したがって、ご質問の場合は、保健所の施設において、保健所備付の医療機器や医薬品などを使用して検診を行い、検診をした人数や検診内容に関係なく一定額の報酬が支払われているようですから、給与所得の収入金額として取り扱われることとなります。

3. 固定資産の取得又は改良に充てるため、国、都道府県または市町村から補助金又は給付金等（以下「国庫補助金等」といいます）の交付を受け、その交付を受けた年においてその国庫補助金等をもってその目的である固定資産を取得又は改良したため、その国庫補助金等を返還する必要のないことがその年の12月31日までに確定した場合には、その取得や改良に充てた金額は、所得を計算する上で収入金額にされないこととされています。

なお、その国庫補助金等を返還する必要のないことがその年の12月31日までに確定していなくても、その国庫補助金等は、その年の収入金額に算入されませんが、その後、補助金の全部又は一部について返還する必要がないことが確定したときは、一定の方式で算出された金額が、その確定した年分の収入金額に算入することになっています。

また、国庫補助金等で取得したり改良したりした固定資産の取得価格は、補助金相当額がないものとされます。